



## 農地法第4条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第45号 1番	議案第45号 2番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第3種農地 (上下水道埋設道路の沿道。博愛産科婦人科から320m。明石西高等学校から500m。)	第3種農地 (上下水道埋設道路の沿道。博愛産科婦人科から320m。明石西高等学校から500m。)
	※第2種農地の場合 代替性の検討 法4-2①②/法5-2①②	—	—
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・信用 法4-2③/法5-2③	有 (借入手続き案内添付)	該当なし (転用済)
	申請地につき転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 法4-2③/法5-2③	該当なし	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画)	有 (転用済)
	申請事業施行に関し他法令許可の見込み 則47②/則57②	有 (開発許可予定)	該当なし
	申請地と一体利用する土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし	該当なし
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし	該当なし
	周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-2④/法5-2④		
3. その他特記すべきこと			

注) 法：農地法 則：農地法施行規則